

県営住宅管理システム用機器等の賃貸借に係る 一般競争入札公告

山梨県住宅対策室が発注する県営住宅管理システム用機器等の賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和3年11月10日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借をする物品等の名称及び数量
県営住宅管理システム用機器等 1式
- (2) 賃貸借をする物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること
- (3) 契約期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所
入札説明書で定める場所

2 事務を担当する所属

山梨県県土整備部住宅対策室
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日以降に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
 - ④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - ⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 購入をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- (5) 調達をする賃貸借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができること、入札参加資格の確認を受け明らかにした者であること。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和3年1月17日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和3年1月17日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において直接交付する。

※現在の感染症拡大状況を鑑み、電子メールによる交付を可とする。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡(055-223-1732)をした上で、電子メールにて、問い合わせ先メールアドレス宛に入札説明書交付を希望する旨、連絡先(電話番号、ファックス番号)及び担当者名を送信すること。なお、交付は電子メールへの返信により行われるので、受領を希望するメールアドレスから送信すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和3年1月25日(木) 午前10時

② 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館1階 監査委員会議室

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

③ 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2第3号に該当する者は、これを免除する。免除を希望する場合は、その旨の書面を提出すること。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 違約金の有無

有

(5) 前払金の有無

無

(6) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山梨県条例第90号)に

基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することがある。

(7) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 山梨県県土整備部住宅対策室県営住宅管理担当

電話055-223-1732

メール ju-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

メールを送信した場合は、必ず電話連絡すること。